

令和7年度 第1回 静岡市多文化共生協議会

日 時 令和7年7月1日(火)
19:00~20:30
場 所 静岡市役所静岡庁舎新館3階 茶木魚

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選任
- 5 静岡市の多文化共生について(事務局説明)
- 6 今後の議題についての検討(意見交換)
- 7 その他
- 8 閉 会

しずおかし せかい ところ からやってきて、ともに せいかつ ひと 生活 している 人たちがいます。も ぶんか 持っている文化は
ひとりひとりちがいますが、みんなこのまちで 学び 働き暮らしている 仲間である「静岡人」です。

わたし ぶんか たいせつ 大切に していきます。わたし たが たす あ まな あ
私 たちはそれぞれの文化を 大切に していきます。私 たちはお互いに 助け合ったり 学び合ったり してい
きます。私 たちはみんなのためにひとりひとりの個性を活かしていきます。そして 誰ひとり取り残さずみんな
で 幸せに 生活 できるまちをつくりま

このため 私 たちはこのまちのきまりをつくりま

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、これらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

(地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（静岡市多文化共生協議会）

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

（組織）

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者

(4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第18条 協議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

（協議会の運営に関する委任）

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例(平成30年静岡市条例第17号)別表第1の静岡市多文化共生協議会（以下「附属機関条例協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

静岡市多文化共生推進計画 2023-2030 (概要)

計画の趣旨

[目的] 多文化共生のまち推進に関する施策の総合的・計画的な実施 (根拠: 静岡市多文化共生のまち推進条例第11条) [計画期間] 2023(令和5)年度～2030(令和12)年度 8年間 ※2026(令和8)年度に中間評価

多文化共生を取り巻く状況

- 日本
- ▶人口減少 少子高齢化
 - ▶外国人材受入拡大 (在留資格「特定技能」創設)
 - ▶外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
 - ▶日本語教育の推進に関する法律施行

- 静岡市
- ▶外国人住民 約1.1万人 増加傾向
90以上の国籍の市民 市内各所に偏らず居住
 - ▶多文化共生推進計画2015-2022(第1期計画)
外国人住民と日本人住民が地域社会を担う
対等なパートナーとして生活できるよう、
各種事業を実施

- ▶市アンケート調査(2020、2021)
地域・職場・学校などでトラブルや異なる文化・
生活習慣への無知・無関心による差別

- ▶課題深刻化の懸念
永住者の高齢化に伴う孤立化、日本語が分からない市民の増加による情報格差の拡大

静岡市多文化共生のまち推進条例

2022(令和4)年7月施行

計画の基本的な考え方

このまちに暮らす誰もが多文化共生の意識を持ち、一人ひとりの暮らしを豊かにするために、また、将来にわたるまちの発展のために、次の考え方のもと「多文化共生のまち」の実現に向け、8年間のまちづくりを推進します。

条例に基づく施策の具体的展開

静岡市多文化共生のまち推進条例に定めた基本理念、
施策の基本的事項(4つの柱)に沿って、市民主体のまちづくりを展開します。

- ◎「多文化共生のまち」の定義(条例第2条)
全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、
一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち
- ◎基本理念(条例第3条)
1. 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
2. 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
3. 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。
- ◎施策の基本的事項(条例第7条～第10条)
生活環境の整備 教育の充実 地域における交流促進 担い手の育成

関係機関との連携

国・県・静岡市国際交流協会、経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組みます。

SDGsへの貢献

SDGs(国連が定めた「持続可能な開発目標」)の達成に貢献します。
※4次総基本計画の横断的視点に「多文化共生の推進」を位置付け

計画の目標(8年間のまちづくりビジョン)

「多文化共生のまち」の実現に向け、
多様な市民が交流し、協働して、誰もが住みやすいまちづくりを進める

施策の方針 / 成果指標 / 主要事業(予定)

施策1 安心できる生活環境づくり

やさしい日本語や多言語で、分かりやすく、手に入りやすく行政情報を提供します。多文化共生の相談窓口は、国、県や関係機関と連携し、機能強化を図ります。

外国から転入した市民も、生活に必要な知識等を得て、地域や職場等で個性を活かして、社会で活躍することが期待され、生活状況に合わせた支援に市民、事業者・団体と協働して取り組みます。

成果指標

「静岡市はとても暮らしやすい」と思う外国籍市民の割合



主要事業

◎ やさしい日本語の普及

日本語の理解やコミュニケーションに困難を抱える人に配慮した「やさしい日本語」を行政情報の提供や、講座の開催により広めます。

- ◎ 多文化共生総合相談センター
- ◎ ライフステージ別支援(子育て、就労、福祉等)
- 災害多言語支援センター 等

施策2 教育の機会や場づくり

学校教育、生涯学習の場で、子どもから高齢者までの世代が、外国や日本の文化への理解を深め、国籍を超えた学び合いの機会を増やします。

日本語のコミュニケーションに困難を抱えていても、学校や社会で円滑な生活を送ることができるための支援や、学校や地域における日本語教育を強化します。

成果指標

「多文化共生が重要である」と思う日本国籍市民の割合



主要事業

◎ 多文化共生のまち推進講座

市民や市民グループが講師となって座学やワークショップを通して多文化共生のまちについて学ばせていきます。

- 未就学児童から高齢者までの国際理解講座
- ◎ 児童生徒の日本語指導、生活者のための日本語教室
- ◎ 国際的視点のための座談会 等

施策3 地域における交流の場づくり

先進的な地域参画促進の取組を市内各地に広め、やさしい日本語のコミュニケーションを充実させて、市民の学び合いや助け合い、社会参画を促し、多文化共生の意識向上を図ります。

行事やイベントで、多様な文化や生活習慣への理解を深められる交流機会の創出や支援をします。「多文化共生月間」を定め、効果的な啓発を行います。

成果指標

地域活動・文化活動等に参加する外国籍市民の割合



主要事業

◎ 多文化交流イベント

国籍や民族等を超えた文化体験やゲームなどの交流プログラムを楽しむミニイベントを市内各地で開催します。

- ◎ 静岡わいわいワールドフェア
- ◎ 多文化共生交流スポット整備
- ◎ 地域のお祭り・交流参加促進 等

計画推進体制

■ 静岡市多文化共生協議会(静岡市附属機関)

構成 有識者、関係団体代表、
外国籍と日本国籍市民代表
*公募を含む計14人
担当 施策・重要事項の審議



■ 多文化共生推進会議・関係課長会議

構成 市と市教育委員会の関係局長・所属長
担当 計画の進捗管理

[所管] 観光交流文化局 国際交流課 地域外交基本方針と連携

・会議の庶務・市民意見聴取・他都市事例調査
・静岡市国際交流協会との役割分担の調整 等



日本語教育推進基本方針

多文化共生のまち推進のために必要な日本語教育について、日本語教育の推進に関する法律第11条に基づく基本方針を示します。

■ 基本方針

日本語を学びたい人が、安定して日本語教育を受けることができるよう、日本語教育に携わる市民、事業者、学校、関係機関とのネットワーク強化、指導者や学習支援者の育成、情報提供の充実に取り組みます。

■ 主要事業

- 外国につながる子どもたちの日本語指導
- 生活者のための日本語教室
- 日本語教育人材の育成



施策4 多文化共生のまちの担い手づくり

国籍や民族を問わず、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む人材の育成、ネットワーク化に取り組み、個性を尊重した活動や学び合いを推進します。

施策1から3までの各施策の担い手づくりに、市民、事業者・団体、行政が協働して取り組めるようにします。

成果指標

市の多文化共生関連事業における協働者数



協働者・・・多文化共生啓発、日本語学習支援、学校の日本語指導など無償・有償ボランティア

主要事業

○ 多文化共生サポーター養成講座

様々な文化や生活習慣を持つ市民どうしの学び合いや助け合いを推進する市民サポーターを養成します。

- ◎ 自治会・町内会、事業者向け研修
- 日本語教育人材育成
- ◎ ボランティア交流会 等



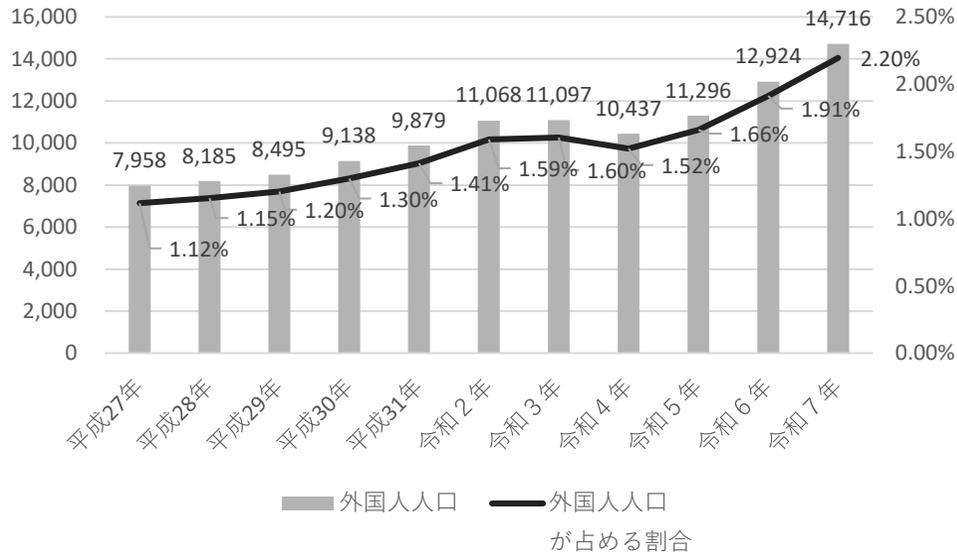
静岡市の多文化共生について

外国人住民数の推移

令和7年3月末の外国人住民数は14,616人（4月末には15,339人に更に増加）。
 少子高齢化により市全体の人口減少が進む一方で、外国人住民数は10年前の約1.8倍に増えており、市人口における割合も1.1%から約2.2%へと増えている。

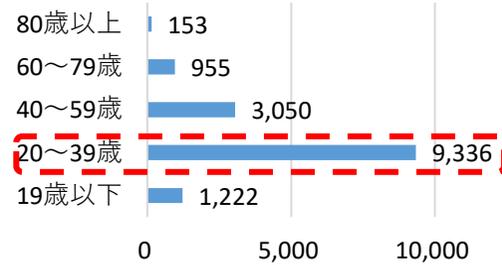
新型コロナウイルス禍での入国制限などにより、令和3～4年度に一時期、外国人住民数が減少したが、コロナ禍後の国による外国人材の受入拡大などを受けて、5年度からは再び増加している。

各年3月末時点の外国人住民数



年代別 (R7.3月末)

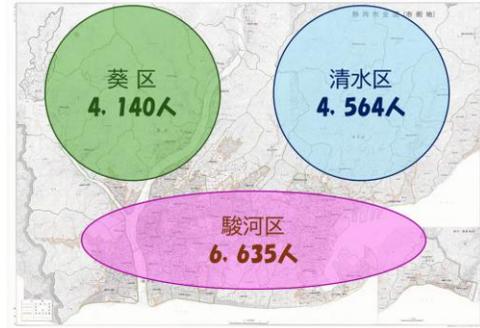
20～30歳代の若い世代が全体の6割以上を占めている。留学生と技能実習生が年々増加していることが、大きな要因。



地区別 (R7.4月末)

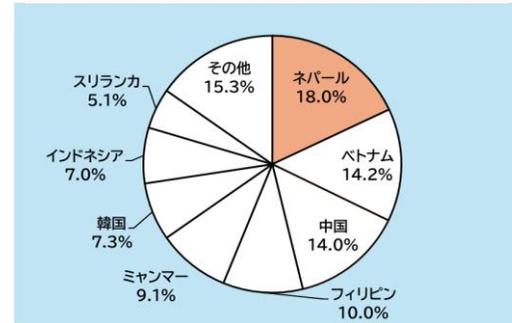
駿河区が3区の中で一番、外国人住民が多い。留学生が通う学校が駿河区に集中していることが一因。

県西部の自治体で見られるような、特定地区への極端な集住は、現状では起こっていない



国籍別 (R7.4月末)

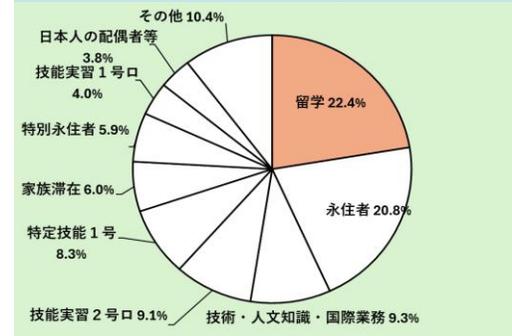
令和7年3月にネパールがベトナム・中国を抜いて最多となった。約90の国・地域の多様な文化的背景を持つ人々が地域で生活している。



在留資格別 (R7.4月末)

「留学」と「技能実習2号口」の割合が増加傾向で、特に留学は在留資格別割合全体の2割を超える。

「留学」の増加の主な理由は、専門学校を受け入れ生徒数の増加や、市外からの日本語学校の移転等によるもの。



静岡市多文化共生協議会 第11期提言

＜教育の機会や場づくり＞

提言 1：子どもたちが学校で多様な文化について学び理解する機会を増やす。

提言 2：外国にルーツを持つ子どもたちが、ことばの壁によって高校への進学をあきらめることがないよう支援を拡充する。

次の3点の具体的な取組を提案します。

- (1) 外国にルーツを持つ子どもたちの母語や文化について、学校の授業で取り上げたり、関係者から学ぶ機会を増やす。
- (2) 日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学説明会の早期開催など、高校進学に関する支援や情報の周知をより一層推進する。
- (3) ことばの壁により学校の授業や高校入試への適応が難しい子どもなどを対象にした公立の夜間中学校の設置に向けた研究を進める。

＜留学生に対する支援＞

提言 3：市内の企業や事業所への就職を希望する留学生への支援を拡充する。

提言 4：日本や静岡の文化を学びながら市民と自然な形で交流できる機会を増やす。

次の2点の具体的な取組を提案します。

- (1) 留学生が入学後の早い時期から企業との接点を増やしたり、市内企業に対して好事例の紹介をしたりして、留学生と市内企業とのマッチングを図る。
- (2) 生涯学習施設の活動内容や利用方法など留学生向けの情報が確実に届くよう、市内の大学や日本語学校などに直接働き掛けるとともに、学内へのチラシ掲示などにより利用促進を図る。